

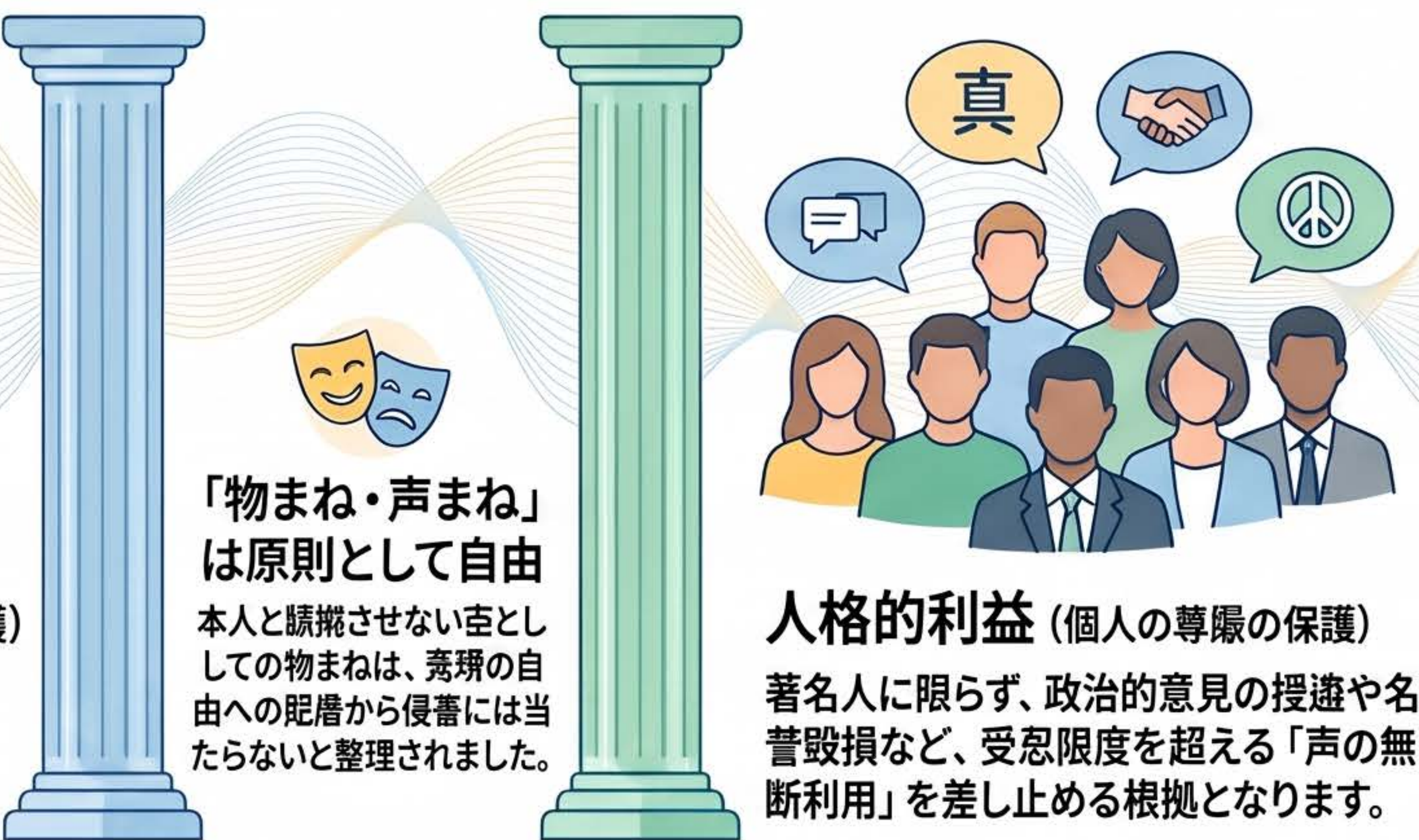
生成AI時代の「声の権利」：法務省による新たな保護指針の解説

2026年7月、法務省の検討会は生成AIによる「声の無断利用」に関する報告書案をまとめ、「声」を肖像と同様にパブリシティ権や人格的利益に基づき保護されるべき対象であることを明文化。

声を守る「法的保護」の2大柱



パブリシティ権（経済的価値の保護）
著名人の声を持つ「顧客吸引力」を独占的に利用する権利。無断での収益化動画などは侵害対象となります。



「物まね・声まね」は原則として自由
本人と誤認させない空としての物まねは、表現の自由への貶損から侵害には当たらないと整理されました。

人格的利益（個人の尊厳の保護）
著名人に限らず、政治的意見の授受や名誉毀損など、受忍限度を超える「声の無断利用」を差し止める根拠となります。

保護の側面	主な保護対象	侵害とみなされる主なケース
経済的価値	著名人・声優など	本人の声に酷似した音声によるSNS収益化や広告利用
人格的利益	すべての個人	政治的発言の捏造、名誉毀損、わいせつな発話の生成

技術的限界と今後の対策ステップ



技術（検出）だけで解決するのは困難
合成音声の検出性能は環境により変動するため、法的ルールや来歴管理との組み合わせが不可欠です。



プラットフォームへの削除請求が容易に
指針の明文化により、SNS事業者等が「違法性の判断」を行いやすくなり、迅速な削除が期待されます。

3段階の政策ロードマップ

運用Q&Aの整備から始め、状況に応じ「デジタル人格レプリカ」に関する新法の検討も視野に入れます。



運用Q&Aの整備 状況に応じ「デジタル人格レプリカ」に関する新法の検討 新法検討も視野